

公益社団法人日本精神神経学会
認知症診療医認定制度 規則

第 1 章 総則	
第 1 条	公益社団法人日本精神神経学会（以下、学会）の制定する認知症診療医認定制度は、増加していく認知症の人の人権を尊重し、精神・身体・社会・倫理の各方面を総合的に考慮しつつ、認知症に係る医療の進歩に応じて、認知症診療に携わる精神科医の態度・技能・知識を高めることにより、認知症診療の質の向上、ならびに保健・福祉に貢献することを目的とする。
第 2 条	前条の目的を達成するため、学会は、認知症診療に関する学識および経験を有する医師を認知症診療医として認定し、さらに本制度を維持するための事業を行う。
第 2 章 委員会	
第 3 条	認知症診療医認定に関する業務は学会の認知症委員会が行う。
第 4 条	前条の委員会は、次の業務を行う。 (1) 教育研修に関する業務 (2) 認知症診療医資格の認定審査に関する業務 (3) 認知症診療医情報の登録、認知症診療医認定証の交付に関する業務 (4) 他の学会と連携し、この制度を適切に運用するための業務 (5) その他、制度の運用に必要な業務
第 5 条	第 3 条に規定する委員会の委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
2	委員の任期は 2 年とし、その再任を妨げない。
3	委員に欠員が生じた場合は、理事会の承認を経て、補充するものとし、その任期については前任者の残任期間とする。
第 3 章 事務局	
第 6 条	認知症診療医認定に係る事務は公益社団法人日本精神神経学会事務局において行う。
第 4 章 認知症診療医の認定と登録	
第 7 条	学会は、次の各号のいずれにも該当するものを認知症診療医として認定する。 (1) 会員資格を有するもの (2) 認知症診療医認定試験に合格したもの
第 8 条	前条により認知症診療医と認定されたものは、学会に登録され、認知症診療医認定証の交付を受ける。
第 5 章 認知症診療医認定試験	
第 9 条	第 7 条第 2 号に規定する試験の受験資格要件は、会員資格を有するものとする。
第 10 条	第 7 条第 2 号に規定する試験の推奨教材は、学会テキスト「認知症診療医テキスト」とする。
第 11 条	第 7 条第 2 号に規定する試験は、次の通りとする。 (1) Web上で回答を選択する試験 (2) その他試験の詳細は、本学会ホームページで告示する。
第 6 章 認知症診療医の資格更新	
第 12 条	認知症診療医の質の確保を目的として、認知症診療医資格の認定の更新を行う。
第 13 条	認知症診療医の認定を受けたものは、5 年ごとに認定の更新をしなければならない。
第 14 条	認知症診療医の認定更新を申請しようとするものは、所定の申請書類を決められた期日までに認知症委員会に提出しなければならない。

第 15 条	認知症診療医の認定更新を申請しようとするものは、認知症診療に関与し、認知症診療に関する知識・技術の向上に努めなければならない。
第 16 条	認知症診療医の認定を更新するためには、Web 上で回答を選択する試験に合格しなければならない。
第 17 条	認知症診療医資格の更新手続きは、精神科専門医更新時期に同時に行うこととする。
第 18 条	第 14 条、第 16 条の要件を満たすものに対し、認知症委員会が審査を行う。資格更新の要件を満たしていると認定されたものは、学会に登録され、学会より認知症診療医認定証が交付される。
第 7 章 認知症診療医資格の認定・更新に係る費用	
第 19 条	新規申請者は、認定審査に係る諸費用として、5,000 円を申請時に学会に納入しなければならない。更新申請時の費用は 2,000 円とする。
第 20 条	既に納入した認定料等の諸費用は返却しない。
第 8 章 認知症診療医の資格喪失・取り消し・停止	
第 21 条	認知症診療医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (1) 会員としての資格を喪失したとき
第 22 条	学会は、次の各号のいずれかに該当する場合、学会の認知症委員会の議決および理事会の承認をもって認知症診療医の資格を取り消す。または期限付きで資格停止とする。 (1) 認知症診療医認定審査申請に重大な誤りがあったとき
第 23 条	認知症診療医の資格喪失、または資格取り消しとなった場合は、速やかに学会に認知症診療医認定証を返還しなければならない。
第 24 条	認知症診療医認定制度の運営に携わるものは、業務上知り得た一切の情報に関して漏示してはならない。
第 25 条	規則にもとづく各認定審査の結果に対して異議ある場合は、書面をもって認知症委員会委員長あてに申し立てをすることができる。
第 9 章 補 則	
第 26 条	この規則の変更は、認知症委員会の議決および理事会の承認を経なければならない。
附 則	
第 1 条	この規則は、令和元年 5 月 18 日から施行する。
第 2 条	この規則は、令和 2 年 3 月 21 日から改定施行する。
第 3 条	この規則は、令和 4 年 7 月 16 日に改正し、8 月 1 日から施行する。